

“地域の絆” 情報交換・商談会 2020 参加規約

参加規約

“地域の絆” 情報交換・商談会 2020 の運用事務局である豊橋商工会議所は「“地域の絆” 情報交換・商談会 2020 参加規約」(以下本規約とします) を下記の通り定めます。

第 1 条 規約の適用

1. 本規約は東三河とその周辺地域の商工会議所及び商工会が提供する事前予約型ビジネスマッチングサービスである本事業の利用に対して適用されます。
2. 本規約とは別に各商工会議所及び商工会が別途定める諸規定は、それぞれ本規約の一部を構成するものとします。

第 2 条 参加資格

1. 参加資格は本事業に関わる商工会議所及び商工会のいずれかの会員および地域金融機関、関係支援機関などの紹介事業所であって、本規約をご承知頂いた方に限られます。

第 3 条 参加申込みについて

1. 同一事業所でも担当部署やPR内容が異なる場合は、別々に参加することを可能とします。但し、1社あたり最大2部署までとします。
2. 参加申込書にご入力(ご記入)いただいた事項(企業情報)は、本事業に参加した事業所のみに関示します。但し、開示する情報は「会社名」「住所」「ホームページ」「自社紹介PR」「業種」などの基本情報のみとし、「担当者名」「電話番号」「メールアドレス」などは開示しません。
3. 参加申込書に記載された情報は当サービスの運営のみに利用し、参加事業所の了解を得ることなく他の目的に利用することはありません。

第 4 条 商談の調整について

1. 商談の調整は事務局である豊橋商工会議所が一括して行います。
2. 商談の調整は参加事業所数に関係なく参加事業所 1社あたり最大2社までとします。但し他の参加事業所からの商談の申込み(引合い)を受けた場合は、上記の2社枠には含みません。
3. 参加事業所は商談のお申込みができると同時に、他事業所からの商談希望の対象となります。実際に商談をお受けになるかどうかは、後日日程調整の際にお尋ねします。
4. 事務局は商談日(2月17、18日)での時間調整を行いますが、相手先からの商談辞退や時間調整の不調などの場合もあります。

第 5 条 商談について

1. 本商談による商談時間は最大30分までとします。
2. 個別の商談内容及び本事業をきっかけに発生した当事者間の紛争に、主催者及び本事業に関わる商工会議所及び商工会は一切責任を負いかねます。

第 6 条 禁止事項

参加事業所は本事業に参加して以下の行為を行わないものとします。

1. 本事業の参加に起因して、参加事業所と他の参加事業所または第三者との間で紛争が発生した場合には、当該参加事業所が責任と費用を持って解決するものとし、主催者及び本事業に関わる商工会議所及び商工会はいかなる責任も負わないものとします。
2. 主催者及び本事業に関わる商工会議所及び商工会は、参加事業所が本事業の参加によって、他の参加事業所または第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負わないものとします。
3. 主催者及び本事業に関わる商工会議所及び商工会は、参加事業所が本事業を通じて得る情報などについて、その完全性、正確性、有用性など、いかなる保証も行わないものとします。
4. 主催者及び本事業に関わる商工会議所及び商工会は、参加事業所やこれらに所属する個人または第三者の管理不十分によるID、パスワードの漏洩、不正使用などから生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第 7 条 損害賠償の請求

参加事業所または第三者が本規約に反した行為または不正若しくは違法に本事業を利用することにより、主催者及び本事業に関わる商工会議所及び商工会に損害を与えた場合、主催者及び本事業に関わる商工会議所及び商工会は当該事業所または個人に対して、相応の損害賠償(弁護士費用を含む)を行う場合があるものとします。